## 「石狩市地域未来投資促進条例の一部改正について(原案)」に 寄せられた意見と検討結果

【パブリックコメント実施期間】 令和5年12月1日(金)から令和6年1月4(木)まで

【担当部局】 企画経済部企業連携推進課

【意見提出者】 1人

【意見件数】 6件

【意見への対応】 採 用 : 意見に基づき原案を修正するもの 0 件

一部採用 : 意見に基づき原案を一部修正するもの0 件不 採 用 : 意見を原案に反映しないもの1 件記 載 済 : 既に原案に盛り込まれているもの0 件参 考 : 原案に盛り込めないが今後参考とするもの0 件

その他: ご質問・ご意見として伺うもの 5 件

【意見の検討経過】 令和6年1月11日 当課及び関係部局において意見の検討及び検討結果(案)の作成

令和6年1月22日 広聴・市民生活課に合議のうえ、市長決裁にて最終決定

## 「石狩市地域未来投資促進条例の一部改正について(原案)」に寄せられた意見と検討結果

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
1	経産省のホームページに同意基本計画一覧がありま	その他	地域未来投資促進法に基づく第 2 期北海道石狩市基本計画
	すが、画一的な書きぶりに疑問を感じます。		については、今回の条例改正とは別のプロセスで計画改定を行
	同意基本計画(令和5年12月26日時点)に、同意さ		っております。
	れた基本計画として、「北海道石狩市」の本文及び概要		基本計画については、令和5年12月26日付で国の同意を得
	が掲載されていますが、まだ同意には至っていないので		ているところです。
	はありませんか?		
2	北海道石狩市「第2期北海道石狩市基本計画」及び「概	その他	地域未来投資促進法に基づく第 2 期北海道石狩市基本計画
	要」にまだ確定していない「石狩市生物多様性地域戦略		については、今回の条例改正とは別のプロセスで計画改定を行
	(仮)」の資料の引用もあることに疑問を感じます。		っております。
			本資料は、現在の石狩市内の自然環境に関する保護区一覧に
			関する事実ベースの資料であり、関係所管に確認の上使用して
			おります。
3	この改正に同意しません。その理由は、石狩市が再エネ	その他	今回の条例改正は、電力制度の改正に伴い、発電事業者が需
	の導入に関して、「風力発電ゾーニング計画」や「石狩		要家と直接契約を結び供給できる仕組みができたことにより、
	市風力発電設備の設置及び運用の基準に関するガイド		今後の再エネの地産地活を進めるために行うものであります。
	ライン」を遵守していないからです。		また、対象設備については、ゾーニング計画やガイドライン、
			環境影響評価などの議論を踏まえて総合的に判断して参りま
			す。
4	「石狩市生物多様性地域戦略」の策定、「石狩市地球温	その他	今回の条例改正は、電力制度の改正に伴い、発電事業者が需
	暖化対策推進計画」の変更、「石狩市地域未来投資促進		要家と直接契約を結び供給できる仕組みができたことにより、
	条例」一部改正について、環境審議会で本気で議論する		今後の再エネの地産地活を進めるために行うものであり、本条

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
	ためには、「風力発電のゾーニング計画」と「再エネの		例改正案を環境審議会に諮問する必要はないと考えておりま
	推進」についての議論が前提だと思います。		す。
5	石狩市地域未来投資促進条例の一部改正については、環	その他	今回の条例改正は、電力制度の改正に伴い、発電事業者が需
	境保全の観点から環境審議会の議論を待つべきではな		要家と直接契約を結び供給できる仕組みができたことにより、
	いでしょうか。		今後の再エネの地産地活を進めるために行うものであります。
			対象設備については、各種基準を満たしている設備であるこ
			とを前提として考えており、環境審議会において本件を議論す
			る必要はないと考えております。
6	再エネの地産地活を推進する施設や、関連の人材養成の	不採用	地域の発展のために地域に投資を呼び込むことは、自主財源
	施設の追加などに、投資を呼び込むのは、冒険が過ぎる		の確保などの観点から必要であると認識しております。
	と思います。		現在、地域の再生可能エネルギーを地域で活用する「再エネ
	改正前の通りでよいと思います。		の地産地活」を推進し、再生可能エネルギーを活用したいと考
			える企業の誘致を進めております。
			今後も社会情勢の変化を注視し、地域特性に即した投資を促
			せるよう適切に対応したいと考えております。